

フラグシップ・ニュース 拝啓社長殿

トップのための経営財務情報

第484号 この資料は全部お読みいただいて140秒です。

今回のテーマ： 海外上場と遡及監査 ～市場の活性化に向けて～

このたびの東北地方太平洋沖地震で被災された皆様には、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、震災関連で暗い話題が多いのですが、資本市場においては、その活性化に向けて新たな取り組みがはじまっています。

半導体大手のエルピーダメモリは、2011年2月25日に台湾証券取引所に預託証券を上場しました。台湾証券取引所に上場した日本企業第1号です。日本のベンチャー企業においても、国内でIPO（新規株式公開）せずに韓国、台湾、シンガポールなどのアジア諸国の証券取引所でIPOを目指す会社が増えています。

海外IPOの背景

海外IPOの背景には、日本市場における上場基準の厳格化と株式市場の冷え込みがあります。莫大な時間とコストをかけて株式公開にこぎつけたとしても、株価が思うようにつかず、努力が報われないのが実情です。また、四半期報告や内部統制報告制度など上場後の負担が大きいことも指摘されています。一方、アジア諸国の証券取引所は、上場基準が比較的緩く、上場準備期間が短くて済むというメリットがあります。特に、韓国では、過去の複数年度の財務諸表について一時に監査を行う遡及監査が認められており、上場準備期間の大幅な短縮が可能となっています。

遡及監査の問題点

日本では、遡及監査を明確に禁止していません。ただし、監査を受けたことがない企業の場合、期首残高の現金や有価証券の実査や棚卸立会といった手続きができず、過去の内部統制の状況や会計記録・証憑等の整備状況に不備がある場合、遡及的に残高を検証することが困難となり、監査意見を表明することができないことが考えられます。このような問題点があるため、少なくとも直前々期の期首以前に監査をスタートせざるを得ず、上場準備には2年以上が必要になります。

日本における動向 ～遡及監査の準備進める～

東京証券取引所が2010年12月21日に公表した「マザーズの信頼性向上及び活性化に向けた上場制度の整備等について」に関連し、12月27日に日本公認会計士協会に対して、「監査の品質に係る信頼性向上及び遡及監査に関するご検討のお願い」を提出しています。監査事務所制度及び品質管理レビュー制度について一層の充実とその適切な運用に努めるとともに、成長企業に対する資金提供機会の早期提供（上場準備期間の短縮）の観点から、遡及監査の実施に必要な環境整備を図るよう要請しています。財務諸表監査の信頼性向上とそれに逆行するとも考えられる遡及監査という二つの要請に対して、日本公認会計士協会の回答はいまだ行われておりませんが、今後の動向が期待されます。

金融庁も12月24日に「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて～」を公表し、日本公認会計士協会、日本証券業協会及び取引所の間で、一定水準の体制が整っていると認められる企業に対して遡及監査を行うことについての考え方を確認するとされ、遡及監査導入へ向けて検討が始まっています。

お見逃しなく！

2011年3月10日に東京証券取引所と大阪証券取引所が、経営統合に向けた協議に入る方針を表明しました。NYSE ユーロネクストとドイツ証券取引所の合併など世界的な取引所再編の中で、国際競争力を強化するのが狙いです。アジアの証券取引所が自国の経済発展を背景に存在感を増すなかで、日本の証券取引所が生き残ることができるのか、統合による規模の拡大だけでなく、上場商品、システム、コストなどの取引所の質をどのように改革していくのかが注目されます。